

# 記載例

月 日 午 前 後 時 分 受付

## 婚姻届

令和 7年 6月 1日 届出

愛媛県松山市長殿

●窓口または夜間窓口などへ提出する日を記入してください。

●婚姻できる年齢は男女とも18歳以上です。

●住民票に記載されている住所を記入してください。

●婚姻届と同時に、転入や転居をする場合は、新しい住所を記入し、住民異動届も提出してください。

ただし、休日・夜間窓口提出する場合は、住民異動届の受付はできません。そのため、住所は、住民票に記載されている住所を記入していただき、後日、住民異動届をご提出ください。

●「夫の氏」または「妻の氏」のどちらかにチェック☑してください。

夫になる人	妻になる人
(フリガナ) マツヤマ タロウ	エヒメ ハナコ
氏名 松山 太郎	氏名 愛媛 花子
生年月日 大正・昭和 5年1月1日	大正・昭和 6年4月1日
住所 松山市二番町4丁目	松山市北斎院町
本籍 松山市三津3丁目	松山市北斎院町
父母及び養父母の氏名	父 松山 一 続き柄 長男
母 まつ 長女	父 愛媛 一郎 続き柄 二女
養父 松山 子規 続き柄 養子	養母 愛媛 ひめ 続き柄 養女
養母 みかん	
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	夫の氏 <input checked="" type="checkbox"/> 新本籍(左の氏の人かすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)
妻の氏 <input type="checkbox"/>	松山市二番町4丁目 7番地2番
同居を始めたとき	平成(令和) 7年 4月
初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事	夫 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
	妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
	夫 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
	妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
	夫 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
	妻 6. 仕事をしている者のいない世帯
夫妻の職業	夫の職業 事務職又は03 妻の職業 サービス職又は05
届出人署名	夫 松山 太郎 妻 愛媛 花子

昼間繋がりがやすい電話番号を記入してください。

◎署名は必ず本人が自署してください(婚姻する前の氏名)。(押印は任意)

## おめでとうございます

一般的な記入例ですので不明な点があれば、お気軽にお尋ねください。

署名は必ず本人が自署する前(氏名)にしてください。  
 ・届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。  
 ※1 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。【1 台湾 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)】  
 ※2 □にはあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。  
 ※3 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください(内縁のものはふくまれません。)

署名	松山 太郎	愛媛 一郎
生年月日	大正(昭和) 35年4月2日	大正(昭和) 36年9月8日
住所	松山市三津3丁目 2番30号	松山市北斎院町 712番地 松山ハイツ201号
本籍	松山市三津3丁目 2番	松山市北斎院町 712番地

●成人2名の証人が必要です。

●必ず、証人が署名してください。(押印は任意)

●新本籍がおけない場合もありますので、「夜間窓口」に提出をされる場合は、事前に問い合わせいただくことをお勧めします。

- ・新本籍が松山市の場合…松山市役所市民課戸籍担当(089)948-6344
- ・新本籍が松山市以外の場合…各市区町村役場でご確認ください。

★時間外受付について★  
 ※閉庁時に届出される方は、夜間窓口へお越しください。  
 ※毎週木曜日は19:00まで 毎月第2土曜日は8:30~17:00まで本館1階市民課での受付が可能です。

夜間窓口は地下1階です。本館と別館の間にある階段を降りてください。